

ボートレース下関
レジャー・スポーツゾーン整備事業
基本契約書
(案)

令和7年（2025年）8月21日
下関市ボートレース企業局

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業
基本契約書

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業に関して、下関市と、
 _____及びこれを代表企業とする_____グループの各構成企業
 は、以下のとおり合意し、基本契約を締結する。

(定義)

第1条 本基本契約における用語のうち、別紙に掲げる用語の定義は、それぞれ別紙に定めるところによる。

2 本基本契約における用語のうち、別紙「定義集」に掲げる用語以外の用語の定義は、要求水準書に定めるところによる。

(目的等)

第2条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第4条 本事業の概要は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

2 事業日程は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

3 本施設の概要は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

5 事業者は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約を履行しなければならない。

(役割分担)

第5条 本事業の遂行に当たり、事業者は、次の各号に掲げる企業により構成され、当該各企業は、それぞれ当該各号に定める役割及び業務実施責任を負い、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 統括管理事業者 本基本契約の締結日と同日付けにて、市と統括管理委託契約を締結して市から統括管理業務を受託し、履行する。

(2) 設計企業、解体・建設企業及び工事監理企業 本基本契約の締結日と同日付けにて、市と設計・建設一括契約を締結して市から設計・建設業務の一切を一括して請け負い、設計企業が設計業務の一切を、解体・建設企業が解体・建設業務の一切を、工事監理企業が工事監理業務の一切をそれぞれ履行する。

(3) 運営企業及び維持管理企業 本基本契約の締結日と同日付けにて、市と管理運営委託契約を締結して市から運営及び維持管理業務等を受託し、運営企業が運営業務の一切を、維持管理企業が維持管理業務一切を履行する。

- 2 事業者のうち、統括管理事業者以外の企業は、統括管理事業者が統括管理業務として行う各業務間の調整及び統括に従い、又は協力するものとする。

(設計・建設業務)

第6条 設計・建設業務の概要は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、設計・建設事業者は、設計・建設一括契約の定めるところに従い、設計企業をして設計・建設一括契約締結後速やかに設計業務に着手させ、解体・建設企業をして事業日程に従い解体業務及び建設業務を行わせ、工事監理企業をして事業日程に従い工事監理業務を行わせ、事業日程に定める引渡期限までに、完成した本施設の市への引渡しを完了するものとする。
- 3 設計・建設事業者は、前項の規定による本施設の引渡後も、設計・建設一括契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任を負担する。
- 4 前3項に定めるほか、設計・建設業務の詳細は、設計・建設一括契約の定めるところに従うものとする。

(運営及び維持管理業務等)

第7条 運営及び維持管理業務等の概要は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、運営及び維持管理業務等に係る業務遂行期間は、当該期間として要求水準書等及び提案書等に定める期間とし、運営及び維持管理業務等は、事業日程のとおりに開業準備期間の開始日から開始し、令和26年3月31日に終了するものとする。
- 3 前2項に定めるほか、運営及び維持管理業務等の詳細は、管理運営委託契約の定めるところに従うものとする。

(統括管理業務)

第8条 統括管理業務の概要は、要求水準書等及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、統括管理業務に係る業務遂行期間は、当該期間として要求水準書等及び提案書等に定める期間とし、統括管理事業者は、統括管理委託契約締結後速やかに統括管理業務に着手するものとする。
- 3 前2項に定めるほか、統括管理業務の詳細は、統括管理委託契約の定めるところに従うものとする。

(連帯保証)

第9条 第5条第1項各号の規定により事業契約を市との間で締結した企業（以下この条において単に「企業」という。）は、当該企業が締結した事業契約の範囲内で、当該事業契約を共同して締結した他の企業と連帯して、当該事業契約に基づき生じた損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務（以下「主債務」という。）を負担し、当該連帯して負担する主債務（以下「本連帯保証債務」という。）の履行については、次項以降の定めに従うものとする。

- 2 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず、その影響も受けないものとする。事業者は、市がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。
- 3 事業者は、市に対する設計・建設業務に係る請負代金又は運営及び維持管理業務等に係る委託料その他の債権をもって、本連帯保証債務に係る市の債権と相殺してはならない。

- 4 企業は、本連帯保証債務の履行により市の他の企業に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。この場合において、当該代位した企業は、市から請求を受けた場合には、代位による権利又は順位を市に無償で譲渡するものとする。
- 5 企業は、本連帯保証債務の履行により他の企業に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、市が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。
- 6 事業者による本基本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず、影響も与えないものとする。
- 7 市は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、当該本連帯保証債務に係る企業の全部又は一部に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。この場合において、当該保証債務履行請求書を受領した企業は、その受領した日から 60 日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。
- 8 市は、設計・建設一括契約に基づく工事に係る工期の変更、延長、工事の中止その他の事由により主債務の内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該事項を当該主債務に係る企業に対して通知する。
- 9 企業は、本連帯保証債務の内容は、前項の規定による主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識し、かつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(再委託等)

第 10 条 事業契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、設計・建設事業者、管理・運営事業者又は統括管理事業者は、当該事業契約に別途定める場合を除き、第三者に再委託し、又は下請けさせてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 11 条 市及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

第 12 条 事業契約に基づく市に対する損害賠償義務については、本基本契約、事業契約その他の合意において別段の定めがない限り、第 9 条の定めに従うものとする。

(契約の不調)

第 13 条 事由の如何を問わず、事業契約のうちいずれかの契約が締結に至らなかった場合には、下関市ボートレース企業局契約規程（平成 26 年競艇企業局規程第 16 号）の定めるところに従うほか、本基本契約に別段の定めがない限り、当該締結に至らなかった事業契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、当該契約に関し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第 14 条 本基本契約は、本基本契約の締結により法的効力を生じ、第 7 条第 2 項に規定する運営及び維持管理業務等に係る業務遂行期間の満了日の経過をもって効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は、市及び事業者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、市は、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。この場合において、当該解除は、市の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- (1) 公正取引委員会が、事業者に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、事業者に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (3) 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、その刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (4) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本基本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 事業者が、第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - (11) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、市が本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。この場合において、当該解除は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。
- 5 第1項及び第2項の定めにかかわらず、締結している事業契約のいずれかが解除された場合は、当該事由が生じた日をもって本基本契約は終了する。ただし、この項の規定による本基本契約の終了後も、市又は事業者の相手方に対する違約金、損害賠償その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は、妨げられない。

- 6 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第9条及び第11条から第18条までの規定は有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 7 事業者のいずれかが本基本契約の債務の履行を拒否し、又は、いずれかの事業者の本基本契約の債務について履行不能となった場合は、市は、催告なしに、事業者に通知することで本基本契約を解除することができる。
- 8 次に掲げる者が本基本契約を解除した場合は、何らの意思表示もなしに、その時点で市が本基本契約を解除したものとみなす。
 - (1) いずれかの事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) いずれかの事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) いずれかの事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 9 市及び事業者は、この条の規定により本基本契約が解除された場合で、締結している事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めがこの条の規定とともに重疊的に適用されることに同意する。

（秘密保持等）

- 第15条** 市及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を、秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方からの受領の時に公知である情報
 - (2) 相手方からの受領前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方からの受領後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には、市及び事業者は、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、当該事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 開示を義務付ける旨の法令の規定に基づき、開示を要求された場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
 - (5) 市又は事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザー又は再委託先（事業契約の規定により認められた再委託先に限る。）に開示する場合
 - (6) 本施設の運営及び維持管理に必要な場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

- 4 市は、前3項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(準拠法)

第16条 本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第17条 市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、山口地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第18条 本基本契約に定めるもののほか、事業者は、下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）その他関係法令の定めるところに従うものとし、本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

本基本契約の締結を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和__年__月__日

発注者 下関市長府松小田東町1番1号
下関市
下関市ボートレース事業管理者 田中 康弘

事業者 (代表企業／●●企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成企業／設計企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成企業／解体・建設企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成企業／工事監理企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成企業／運営企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成企業／維持管理企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

以上

別紙 定義集

本基本契約、統括管理委託契約、設計・建設一括契約及び管理運営委託契約において使用する文言については、以下のとおり定義する。

なお、要求水準書に示す用語一覧と以下の定義が異なる場合は、事業契約においては以下の定義を優先する。

1	本事業	ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業をいう。
2	本施設	本事業の対象となる屋内施設及び屋外施設をいう。
3	事業日程	本事業の日程をいう。
4	市	下関市をいう。
5	事業者	本事業に関して実施された総合評価一般競争入札により落札者と決定された代表企業及び構成企業を総称していう。
6	代表企業	本基本契約に代表企業として記名押印する、落札者を代表する企業である●をいう。
7	構成企業	本基本契約に構成企業として記名押印する、落札者を構成する企業をいう。
8	統括管理事業者	本事業において統括管理業務を行う企業をいう。
9	設計・建設事業者	本事業において設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務を行う企業をいう。
10	管理・運営事業者	本事業において運営業務及び維持管理業務を行う企業をいう。
11	設計企業	本事業において設計業務を行う企業をいう。
12	解体・建設企業	本事業において解体業務及び建設業務を行う企業をいう。
13	工事監理企業	本事業において工事監理業務を行う企業をいう。
14	維持管理企業	本事業において維持管理業務を行う企業をいう。
15	運営企業	本事業において運営業務を行う企業をいう。
16	事業契約	基本契約、設計・建設一括契約、管理運営委託契約及び統括管理委託契約を総称していう。
17	本基本契約	本事業に係る基本事項について市と事業者の間で締結する、この契約（締結後の変更契約を含む。）をいう。
18	統括管理委託契約	市と事業者の間で締結する、本事業のうち統括管理業務に関する契約をいう。
19	設計・建設一括契約	市と事業者の間で締結する、本事業のうち設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務に関する契約をいう。
20	管理運営委託契約	市と事業者の間で締結する、本事業のうち運営業務及び維持管理業務に関する契約をいう。
21	要求水準書等	要求水準書、入札説明書等、入札説明書等に基づき提出された質問に対して市が公表した回答、入札説明書等に基づき実施された個別対話において市が書面で通知した対話結果等をいう。
22	提案書等	事業者が選定過程において市に提出する入札書等及び提案審査書類並びに事業契約の締結及び履行において事業者からなされた提案の一切をいう。
23	入札説明書等	市が本事業の総合評価一般競争入札に関して公表した入札説明

		書その他関連資料をいう。
24	設計図書	設計・建設一括契約書の定めるところに従って市の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
25	設計・建設業務	設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務並びにこれらの業務に関して、要求水準書等及び提案書等に定める業務をいう。
26	運営及び維持管理業務等	運営業務及び維持管理業務並びにこれらの業務に関して、要求水準書等及び提案書等に定める業務をいう。
27	設計業務	本事業の設計に関する業務をいう。
28	解体業務	本事業の解体に関する業務をいう。
29	建設業務	本事業の建設に関する業務をいう。
30	工事監理業務	本事業の工事監理に関する業務をいう。
31	統括管理業務	要求水準書等及び提案書等の定めるところに従い、設計企業、解体・建設企業、工事監理企業、運営企業及び維持管理企業が実施する各業務間の調整及び統括を行う業務をいう。
32	運営業務	本事業の開業準備及び運営に関する業務をいう。
33	維持管理業務	本事業の維持管理に関する業務をいう。